

令和4年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年6月1日から令和4年6月10日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年6月10日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君の二人を指名いたします。

◎議員提出議案第7号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議員提出第7号「酒井育子議員に対する問責決議について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、酒井育子君の退席を求めます。

提出者の説明を求めます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

皆さん、おはようございます。11番、五十嵐一夫であります。

議員提出議案第7号「酒井育子議員に対する問責決議（案）」について、会津坂下町会議規則第14条の規定により提案する。

提出者、賛成者、横山智代、五十嵐一夫の2名を代表して、私、五十嵐一夫から提案理由の説明を申し上げます。

まず、問責決議（案）について述べます。

酒井育子議員に対する問責決議（案）。

酒井育子議員は、現在、会津坂下町民憲章推進協議会の会長職に就いている。町民憲章推進協議会は町の執行機関の一つである。我が国の地方自治は二元代表制により運営されています。会津坂下町においても町長・議会議員ともに選挙によって選出されており、町長は町政の執行機関、議会は意思決定機関として、権限と責任を分担し機能を果たしているところです。

ここで申し上げますのは、町議会議員が町の執行機関である町民憲章推進協議会会長の

職に就いていることは、議決機関の議員が執行機関の一つでもある組織に就任し、執行機関、議決機関、双方の職に就いているということであり、地方自治の根幹である二元代表制に抵触し、地方自治を揺るがすものであります。

酒井議員におかれては、町民憲章推進協議会会長として長きにわたり在職中です。この間、町議会議員が町の執行機関の一つの長を務めることに、度々、二元代表制を理解し是正するよう勧めましたが、一向に意に介さず会長職にあり、今日に至ります。町議会及び町議会議員は公正な立場で議会運営を担うことを求められております。今まで寛大というか、当たらず触らず見過ごしてきたことは、町議会にもその責任の一端はあります。このままでは坂下町議会が正常な議会であるか問われます。

酒井議員が二元代表制を理解せず、議決機関の一員でありながら執行機関の一つの長として就任していることは、町議会に限らず町全体の信頼と秩序を損なうものであり、酒井議員には猛省を促し、是正するよう問責するものである。

以上、決議する。令和4年6月10日、会津坂下町議会。

提案理由の内容はただいま述べました決議案のとおりです。

決議案を提出するに至った経過を申し上げます。

議事録の中から。

平成27年12月議会一般質問において、私は、「町民総活躍のためにも町公職等については極力兼任を抑え、幅広い人選の取組が必要ではないかとの質問です。町民憲章会長、町議員の方が会長に就任しているけども、これは町民に活躍の機会を与えるべきじゃないかというふうに私は思うわけです。議員は、議会でもっと活躍してほしい。そんなことを申し上げるわけです。あと、各種審議会でいろんなところ、兼任の方あるわけですが、そんなことを踏まえながら人選の取組について何か一言言うことがあればと思います。これは私の希望でありますので答弁したくないときは構いませんが、あればお聞きしたいと思います。」

青山総務課長の答弁。「そのほかのご質問にあった部分については、私のほうからの回答は特別ございません。」答弁を避けました。

平成29年6月議会一般質問において、私は、「町民の声を反映できる、住みよい坂下とはとの質問です。多くの町民が、人材が活用できるよう登用していただき、町民が活躍できる場、門戸を広げていただきたい、町民の声を反映できるようにしたいと考えている町長と同感するところですが、どのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたい。」

質疑応答の中で「町議会というのはチェック機能を生かさなければいけないわけです。そこで機関のトップとして委員長や会長として君臨するのは、これは利益相反行為に等しいのではないかというのが私の持論なんです。」この答弁には触れないで、制限時間で終了しております。

平成30年9月議会において、私は、「町民顕彰「きまりを守り」の精神が生かされないことに、憲章委員会のトップの見解を伺う」の質疑応答です。

古川議長の発言。「答弁いただく前に申し上げます。質問者に申し上げます。第1の3番目の町民憲章についての質問ですが、町民憲章委員会のトップはここにおられる議

員でございますので、答弁はできませんのでご理解いただきたい。代わりに執行部より町民憲章委員会の基本的な考え方について述べていただくようにしておりますので、それでご了承願いたいと思います。ですから、そのことについての再質問は控えるよう希望いたします。よろしいでしょうか。」

私の発言。「いろいろ私の思いを述べさせていただきます。」そのほかの質問のやり取りの後、私の発言。「私は、憲章委員会というのは執行機関の一つであると考えています。町の、言わば執行上、表裏一体です。執行機関である以上は、この質問に答えてほしいのです。憲章委員会会長は、現在、現職の町議員であります。町議員であるならば率先して質問に答えるべきです。一町民の方が会長でしたら私はこのような質問はいたしません。また、この方は議会選出の監査委員でもあります。二元代表制をどう心得ているのか。町の執行機関のトップには議員は就くべきではないのです。会長職に専念していただくためも、この際、議員を辞職してはどうか、定数削減を先取りしてはいかがでしょうか、申し上げます。本題にそれでしたが、私の思いを申し上げておきます。」

今まで一般質問の中で三度申し上げました。不確かですが、そのほかにも話したこともあったと記憶しています。しかし、一向に聞き入れてはくれれていません。最後が、本年に入って議員懇談会の中でこの件について議員討議をしました。酒井議員は3月25日の町民憲章推進協議会の推進賞贈呈式に臨んでおります。そして、現在に至っているのが経過です。

町民憲章推進協議会が町の執行機関であるという根拠を申し上げます。

「会津坂下町行政組織規則第6条、分掌事務等別表第2のとおりとする。総務課担当部署行政管理班分掌事務46、町民憲章の推進に関すること。」とあり、町の行政執行機関の一つであります。

二元代表制は、地方自治の根幹です。地方自治の仕組みを理解していただくために、何度か警鐘を鳴らしました。数度のイエローカードでは動じないのか、今回、レッドカードとして問責決議案の提出を決断しました。

執行機関の長になれば、議会での町政への質問で答弁する立場にもなるのです。

一例です。名前を申し上げても差し支えないと考えますので、私の見解として紹介します。

当時、町議員の五十嵐正康氏が商工会長に就任しました。商工会長に就任すると「ゆがわ・ばんげ道の駅」の理事として選出され、社長・専務等の執行役員が充て職です。しかし、五十嵐正康氏は理事に就きませんでした。それは、坂下と湯川の出資した機関の役員に就くということは、町の執行機関の一つといってもよい施設のトップの一員になることであり、二元代表制に抵触すると本人が理解したと思慮します。不祥事が起きたときに議会に参考人や証人などで召喚される事態もあり得るからとの判断もあったのでしょう。賢明なる選択です。というのが私の見解です。

議員諸君に申し上げます。この問責決議案は酒井議員への問責ではありますが、問責だけではありません。議員諸君が二元代表制を理解しているのか、二元代表制を否定するのか、議員の資質を問う議案でもあります。今後、会津坂下町が二元代表制を理解して

いくのか、会津坂下町議会が問われる議案であり、全国自治体からもその結果は注目される案件です。町・町議会に今後の二元代表制に対する姿勢に影響を与える重要な案件でもあります。坂下町議会がこのたびの議会のランクでなかなかよい評価をいただきましたが、このような事態を認めれば議会の評価は一気に地に落ちてしまうでしょう。

問責決議案は、酒井議員への拘束力はありません。可決されたならば自分自身で対処することになります。議案は議員諸君の自由な意思によって表決されるべきもので、情状酌量的な判断をすべきではありません。議員各位の判断は後に問われることになります。毅然たる判断・責任ある判断をお願いします。

提案理由の説明とします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

ここで問題なのは、町の執行機関かどうかということだと思います。町の執行機関とは、執行者側からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関であり、法律等によって設置が決められているものと文書に書いてあります。要するに、設置条項が書いてあるものが町の執行機関であると私は理解しております。そうした場合に町民憲章推進協会は、設置条項はありません。よって、町の執行機関じゃないのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

執行機関であるかどうかについては、去る、もう半年くらいになりますか、当時、政策財務課長にお話しして執行機関の一つであるかどうかお伺いして、執行機関の一つであるという判断をいただいております。また、執行機関であるかどうかということであれば、今、執行部より答弁いただければよろしいのではないのでしょうか。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎ 9 番（青木美貴子君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、青木美貴子君。

◎ 9 番（青木美貴子君）

今の間責質疑案の五十嵐議員のお話を聞いて、執行機関であるとかないとかじゃ、その地域地域で皆さんそれぞれの議員が活動なされているのが今現状だと思うんですけども、その線引きというか、そういうことはどういうふうに考えているのかが一つと。酒井育子議員個人に対しての責任なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

一つ一つ、一問一答でいきたいと思いますので、最初のやつからお願いしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

青木美貴子君、一つずつ言ってください。

◎ 9 番（青木美貴子君）

一つは、執行機関であるとは別に、皆さんいろんなところでいろんな活動をして、今、五十嵐議員が言った商工会の五十嵐さんの話もそうですけど、観光物産だって同じ立場だと思うんですね。そういうところの線引きというのは、どういうところでしていくんですかということ。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

ここの中でも、提案理由の中でも説明しましたように、そのトップにならないことということが一番ですね。やはり狭い会津坂下町というところだと人材とかそういったことがいろいろありますので、そういったことは多分にありますけども。

今、資料を出しますので、ちょっとお待ちください。

ちょっと今出てきませんが、議員必携の中に兼業の禁止、そういったところの中に出ておりますが、その中で兼業の禁止という中で、町のほうからそういった組織の長になること、いわゆる支配人とかそういった長になることについては控えるべきだという

ような記載がありますので、後で議員必携のところをご熟読いただければと存じます。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

すみません。この決議案を見ると、その執行機関の長になってはいけないということが一つと、酒井議員に対してのその責任を問うわけですけども、個人的なそういう酒井議員に対しての問責なのか、そこら辺を確認させていただきます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

この案件は、先ほどの説明の中でも述べたように、もちろん酒井議員への今までの行動による問責決議案が一つです。その問責決議案に対して議員各位がどう判断するか、それを問われる議案でもあります。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

先ほどの青木議員の、議員の兼業禁止についての議員必携のほうから申し上げます。

住民の代表者である議員が町村と特殊な関係を持つことによる不祥事を未然に防止し、町村の事務執行の客観的公正さを担保しようとするものである。当該地方公共団体に対し、その支配人になること、当該町村が経費を負担する事業について、その団体の長、請負をする者及びその支配人になることが議員の兼業禁止ということで、議員必携のほうに記載されていますので、ご熟読いただければと存じます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま除斥されております酒井育子君より、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。本件において除斥議員である酒井育子君の発言を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

異議ないものと認めます。

よって、本件における除斥議員である酒井育子君の発言を認めることに決定いたしました。

酒井育子君の入場を認めます。

◎12番 (酒井育子君)

皆様、おはようございます。

ただいま、この件につきましては、さきに会長職を辞する旨を委員の皆様には申し上げておりました。私は、会長職という責任を全うし、総会時にやめる意思を固め申出しておりました。開催しておりました総会がコロナ禍の影響もあって6月末にずれ込んでしまい、辞任する時期が遅れて同僚議員からの誤解を招くことになり、このたびは大変ご迷惑をおかけしていることでもあります。

この件につきましては、平成22年頃より会津坂下町町民憲章推進協議会に一委員として関わり、町民憲章の理念を研修し、町民に伝える活動に携わってまいりました。町民憲章は執行機関でなく推進協議会という立場で、前任の知々田徳衛先生から重責の会長職を引き受けることとなり、先生の意思を汚さないように、会員の方々の温かいご助言を賜りながら、町民憲章推進賞の贈呈や小・中学生への推進表の配布、学校訪問、少年主張大会や婦人会など町民憲章の斉唱など町民と同じ目線でご一緒し、地味な活動ではありますが、意に沿えるよう精進してまいったところでございます。

そこで、問責決議案の中で様々申されましたけれども、提出者への質問をさせていただきます。

問責決議書の中にあります「地方自治の根源である二元代表制に抵触し」とありますが、何に抵触しておるのでしょうか。その抵触の範囲とはどのようなことか、確認させていただきます。

二つ目といたしましては、「町全体の信頼と秩序を損なうものである」とありますが、私は常に議員という立場で行動しております、どのような行動を批判されなければな

らないか、お伺いいたします。

最後に、会津坂下町の町民憲章推進協議会のますますの発展を祈願いたしまして、質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

◎議長（水野孝一君）

酒井育子君、退席願います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

ただいま質問というようなことがありましたので、答弁をしたいのですが、よろしいでしょうか。

◎議長（水野孝一君）

答弁の必要ないと思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

はい、分かりました。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今の質疑応答の中で、執行機関の一つであるかという見解が問われました。町執行部に、執行機関なのか、執行機関でないのか、それを答弁の機会をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（水野孝一君）

暫時休議いたします。

（午前10時25分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前10時26分）

ただいまの件なんです、質疑は、先ほど申し上げましたとおり受け付けないということで、ご理解願いたいと思います。

ほかに討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

討論ですか。

◎議長（水野孝一君）

討論です。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

私は、酒井育子議員の問責決議案に対し、反対の立場で討論いたします。

まず、問責とは、議会においてその責任を問う旨を意思表示する議決であり、発言や行動に対し議員としてふさわしくない責任を問う必要があると判断した場合に提出されるものであります。大変重い議案であります。提出される同僚議員、提出を受ける同僚議員は大変重い覚悟だと思っております。さらに、我々、採決する議員全員、相当な覚悟と責任を持っていただきたいと思っております。

論点は、酒井育子議員が町民憲章推進協議会の会長の職にあることが問責に値するかどうかということと、町民憲章推進協議会が町の執行機関であるかどうかの2点であります。町の執行機関とは、先ほど申しましたが、執行者側からの要請によって審議や調査を行い、意見を述べるなどの機関、法律等によって設置が決められているものと述べられております。町民憲章推進協議会はこれに当たらず、関係団体と理解しております。よって、この問責は無効であり、反対するものであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

本件に対し、反対の立場から討論いたします。

刑罰的な考えによれば本件は当該議員に対しその行為を問責する趣旨のものでありますが、この行為については議会や町のいかなる条例、規定、規則においても明確に禁止されているものと確認することができず、現時点では、この行為については問責に値すると断言することはできないと考えられます。

また、本件については、その明確な規定を設けようと、現在、議会内において取り組んでいる最中であると認識しているため、この責を当該議員一人に問うのは現時点では明確な根拠がないように思われます。

したがって、本件に対し反対といたします。しかしながら、記載のとおり、確かに二元代表制におけるこの行為は疑義が残るものであるため、今後、議会においてその明文

化を早急に行われることを望みます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

賛成の討論をいたします。

「李下に冠を正さず」だと思います。町民憲章推進賞推奨要綱というのがありまして、推進賞推奨にふさわしい活動をした個人または団体に推進賞を贈呈するとあります。このことから、一般町民の方々を表彰するものであることから、常識的に見れば一民間ということではなくて、町が実施しているものと一般の町民は考えると思います。このことに議員が会長職として関わるということは、いわゆる、先ほども出ていましたが、利益相反に私はあると考えます。

坂下小学校の廊下に町民憲章推進章という表彰された額が飾ってあります。あそこには坂下町の大きなマーク、坂下町のマーク、そして町長のお名前、そして並列して会津坂下町町民憲章推進協議会会長の個人名が載って飾ってあります。これを見た職員、教員、ご父兄、子供さん、または来校者というのは、一般的に、ああ、坂下町の重要な人なんだと、平たく言えば立派な方なんだという評価を得ると私は思います。

ということは、個人的な利益を得られるものだと。これは議会議員を選ぶ際にも、この評価、利益というのは得られるものだろうと思います。その一方で、その評価によっていわゆる選挙、公選という立場からすると公正な選挙が損なわれる可能性があつて、町民にとっては不利益となってしまうのではないかと。利益相反と本意でなくても、やはり「李下に冠を正さず」「瓜田に履を納れず」だと思います。

このことについては、今まで何年も前から何度も多分言われてきたと思います。しかしながら、言われていることを本当に理解がされているかというのも甚だ疑問のようなところがありましたが、今年3月にはご本人からやめると明言されました。それにもかかわらず、いまだその職にあるというのはどうも不可解であります。

憲章推進のこの規約を見ますと、会長というのはいつでもその会長が役員会を招集しているんな大切な議事をする事ができるという旨もありますところから、進んで皆さんにそういった旨も相談、役員会にかけて自分のことを尋ねることも必要であったのではないかと、コロナ禍での総会ができないということをおっしゃっていましたが、ちょっと積極的な行動には欠けるのではないかとこのように感じています。

以上の事柄から、本決議案に賛成をいたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第7号「酒井育子議員に対する問責決議」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

◎7番（佐藤宗太君）

議事進行。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

無記名投票を望みます。

◎議長（水野孝一君）

無記名投票、無記名ですね。無記名投票ですか。

◎7番（佐藤宗太君）

無記名投票を求めます。

◎議長（水野孝一君）

ただいまの議長の宣告に対して異議がありますが、二人以上に達しておりませんので。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

私も無記名投票を希望します。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

議員そのものの資質が問われる案件であります。記名投票を求めます。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

私も、先ほど委員各位が相当な覚悟と責任を持ってやっていただきたいということで、記名投票を求めます。

◎議長（水野孝一君）

この採決については、佐藤宗太君から無記名投票にされたいとの要求と、五十嵐一夫君から記名投票にされたいとの要求が同時にありました。したがって、いずれの方法によるか、会議規則第82条第2項の規定により無記名投票で採決いたします。記名投票か無記名投票かの投票でございます。この採決は無記名でございます。記名か無記名かで。その方法です。採決の方法でございます。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席議員数は、議長及び酒井育子君を除き12名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、小畑博君、1番、目黒克博君の二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。無記名投票に賛成する諸君は賛成。よく聞いてください。今すぐ投票は無記名であります。無記名投票に賛成する諸君は賛成、反対する諸君は反対を記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

重ねて申し上げます。白票及び賛成・反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなし、取り扱います。

よろしいでしょうか。お分かりになりますか。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（加藤秀法君）

1番、目黒克博君。

2番、蓮沼文明君。

3番、物江政博君。

4番、赤城大地君。

5番、横山智代君。

6 番、渡部正司君。
7 番、佐藤宗太君。
8 番、山口享君。
9 番、青木美貴子君。
10番、渡部順子君。
11番、五十嵐一夫君。
13番、小畑博司君。

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立合いを求めます。

投票の結果を報告いたします。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成2票、反対10票、以上のとおり賛成少数であります。よって、本件は記名投票とすることに決せられました。

これより、議員定数議案第7号「酒井育子議員に対する問責決議」を採決いたします。この採決は記名による投票で行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、蓮沼文明君、3番、物江政博君の二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と記載し、自己の氏名も併せて記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

もう一度申し上げます。投票は記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と記載し、自己の氏名も併せて記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

なお、重ねて申し上げますが、白紙及び賛成・反対のいずれとも確認し難い票は、会議規則第84条の規定により反対として取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（加藤秀法君）

1 番、目黒克博君。

2 番、蓮沼文明君。

3 番、物江政博君。

4 番、赤城大地君。

5 番、横山智代君。

6 番、渡部正司君。

7 番、佐藤宗太君。

8 番、山口享君。

9 番、青木美貴子君。

10番、渡部順子君。

11番、五十嵐一夫君。

13番、小畑博司君。

◎議長（水野孝一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成5票（目黒克博君、横山智代君、渡部正司君、五十嵐一夫君、小畑博司君）

反対7票（蓮沼文明君、物江政博君、赤城大地君、佐藤宗太君、山口享君、青木美貴子君、渡部順子君）

以上のとおり、賛成少数であります。本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

酒井育子君の除斥を解除いたします。

酒井育子君に申し上げます。ただいまの間責決議は否決されました。

休憩のため休議いたします。再開は11時10分といたします。（午前11時00分）

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第40号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第40号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

議案第40号に対しての反対討論をいたします。

国保は協会けんぽの1.3倍、大企業などの労働者が多く加入する健保組合の1.7倍の税負担と言われ、高過ぎる国保料はコロナ禍で疲弊している町民の暮らしを圧迫しています。さらに、6月15日支給の年金から年金額が下がります。令和4年4月から未就学児の均等割が軽減とはなりましたが、人頭税とも言える均等割の18歳未満までの均等割で子育て世代の支援策として、また町民の税負担が少しでも軽減できるような町独自の軽減策を強く要望し、本案に反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第41号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今いろいろ議論を重ねてお話を、また説明の補強も伺ってきました。また伺うことになるかもしれませんが、保育料の応益ということについてもいろいろお話をしてもらいました。今現在この保育料の応益というものをどのように見ているのか、どのようにはかっているのか、伺いたいと思います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

国では、所得に応じた保育を利用する方、働くための支援であるということから、応益の所得割と負担金としております。これは子育て世帯への支援策として、通常のサービス利用ではなく、その保護者の働くための支援として考えていることとこちらのほうでは理解しております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

どうはかるか、どう測定するかということ伺ったんですね。この人はどのくらいの応益を受けているのかということで、第3階層の人はどのくらいの応益として感じているのか、はかっているのか。第8階層の人はどのくらいの量をはかっているのか、応益等を感じているのか。その応益をどのようにして見るのかという、もう一度伺います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

そこまで、どのようにはかっているのかというところまでは、こちらのほうでは調べてもいませんし、考えをこうであるということはお答えすることはできないと感じております。ただ、あくまでも国の基準として応能の負担がある中で、各市町村が負担していただいているこの現在の保育料については、他町村と比較することがほぼない中で、坂下町としての保育料として理解していただいているものと考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

受益負担の受益の原則とかそう言っていたので、どのくらいこの人は受益として感じているのかということをお尋ねしたんですが、過日の常任委員会の中でも言われていたんですが、利用する人と利用していない人の格差ということをおっしゃったんですが、これはどういうことか、改めて伺います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

やはり経済的負担、この場合は国基準額の現在7割を町が支援しているという形になりますが、その町支援の分につきましては町民皆さんの負担でもありますので、そういう負担、そして保育所を利用している方、同じ子育て世帯でも利用していない方、その方たちの負担ということでも、その公平性という観点からこちらのほうでは考えたところではあります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）

この案件に対して賛成の立場から討論させていただきます。

保育料に関しては国の基準額を基本に各市町村が定めているとのことで、本町については近隣市町村と比べ大分軽減されている状況と改めて感じたところであります。もちろん人口規模の少ない町村では無料の施策を取っているようですが、同規模と比較すると当町が一番安く設定されております。本来、国の基準額で保育料を定めてもよいわけですが、今日まで町独自の70%の軽減を図ってきたわけですから。様々な町の計画を振り返る中で、検討するのは当然であります。保育料については、その時々状況に合った形に改定されるべきだと考えます。今回の改定は期間を定めるとのことで、今後も定期的にそのときの状況や、実際に改定した金額に問題はないかを検証し、増減または据置きするかを議論し保険料を定めるべきだと考えます。

また、改定の内容は保護者の負担率を30%から50%に引き上げるとのことで、国基準額が所得によって傾斜配分となっており、他の市町村においては国基準額に近い金額を負担していることから、当町でも負担いただくのは可能であると思っております。負担率の50%については様々な考え方がありますが、町の振り返りの中で過去に見直しの意見があり、町の負担が多いのではという意見もあった中、このことを考えると50%は妥当であり、緩和措置、所得階層の細分化等の配慮を感じられることから、賛成の討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

反対の立場で討論いたします。

見直しは見直しでとても結構なんです、新第3階層と新4階層で今回については大体合計の33%を占めています。その方たちの世帯年収は350万未満。具体的な負担増というのは5万円から6万円、年ですが、1年当たり5万円から6万円以上にもなります。公平ということをやっていますが、その負担感というのは階層が低いほど非常に大きいものと思います。

応益の程度というのは、先ほども聞いたんですがやっぱり分からない。この程度というのは、低い階層の方たちにとってははるかに大きいということは容易に想像されると思います。30年ぐらい前にあったでしょうか、ちょっと思い出したんですが、「一杯のかけそば」というのがありましたね。ご存じの人もいるかと思うんですが、今回の3階層、4階層の方でもやっぱり同じような率だといってもその応益という意味では非常に大きなもの、ひょっとしたら年収に相当、100万円以上200万円とかそういう数字にも匹敵するような支援策だと思っています。その応益というのをどういうふうに見ていますかということをお先ほどは聞いたんですが、なかなか答えていただけなかった。

それから、利用する人と利用していない人の格差ということをお尋ねしました。これは必要としている人の視点から当てた言葉ではないと思います。前も何度も繰り返し説明の中で「過剰支援」ということもありましたが、これもしかりだと思います。上の階層からの言葉ではなかったのかというふうに思います。

そして、今回見送ったものの中に放課後児童健全育成事業負担金というのがありました。この改定は見送ったということでもあります。見送った理由は常任委員会の中でもあったんですが、運用上の課題が多い、あるいは事務処理が煩雑になるというのも理由としたものでありました。というのは、これは利用者側からの視点ではなくて、そういう煩雑になるというのは提供側としての視点ではないでしょうか。こういったことが今回の全体の改定の根源にあるのではないかとどうしても思っています。

加えて、今、改定のタイミングが非常に悪い。戦争の影響もあって、こういうことは予想していなかったのでありましようけれども、値上げラッシュです。家計圧迫の折、このタイミングが最悪だというふうに思います。

以上のことから、もっと当町においては弱者に寄り添う姿勢というものもつくってもよかったのではないかとこのように思っています。本議案の提出理由、この後、議案の42、43、44と続いていきますが、この提出理由となっている会津坂下町保育施設等保育

料利用者負担額改定方針そのものにも反対します。したがい、本議案にも反対するということでもあります。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

賛成の立場から討論させていただきます。

以前、一般質問の答弁の中で、保育料の改定について令和元年より検討を始め、近隣市町村の保育料は当町より2倍から3倍となっており、施設を利用している家庭とそうでない家庭、つまり家庭内で子育てをしている方たちとの公平性などの意見があったことから、より公平で住民の方が納得のいく保険料を検討していくという話がありました。今回の議案については国基準額に対する自己負担割合が30%から50%とするものでありますが、その内容も十分に精査され、施策も適当になされていると思われま

す。蛇足ではありますが、同僚議員が一般質問で申し上げたように、子供支援は子ども課だけの縦の課で進めるものではなく、横の課と連携していく必要があると思います。つまり、オール行政として取り組んでいかなければならないということが感じられます。当町の未来を担っていく現代の、そして未来の子供たちを見据え、子ども・子育て支援の一つと理解して今回の議案に賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

議案第41号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思

います。現在の保育料は、国基準額の80%から現在の30%となった平成23年度の改定以降、大幅な改定は行われておりませんでした。約10年間、据置きとなっております。この間、町では、保育所から中学校まで連携を図る一つの学園構想の実施や、子育てふれあい交流センターの設置、小規模保育所、子ども園の認可など様々な施策に取り組み、子育て支援を進め、子育てにやさしい町とのイメージがついてきたと思っております。

また、一方では、少子化の進行による子供の人数の減少や施設の老朽化、子育て世代

の意識の変化など、保育所を取り巻く様々な環境も変化しており、保育料に関しても見直すべき時期に来ているかと思っておりますし、あえて財政面だけで考えてみますと、平成13年4月に開所した現在の保育所はもう20年も経過しており、今後も修繕が必要なが見込まれます。

働き方改革による保育士の先生方の処遇改善による人件費の増加、運営経費などの増加と少子化による利用者の減少による負担単価の増、またはニーズの多様化に対応した子育て支援の実施など、支援全体として財政面の負担の増がますます予想される所でございます。もっともっと早い時期に国基準に近い改定となってもやむを得なかったのではないかと考えられます。

また、保育所は保育にかかる児童などを保育する施設であって、利用する場合には保育料を負担すべきでもあります。その額を検討する際も、利用しない方や広域保育に預けられる子供さんも増えていることも事実であります。近隣市町村の方々との公平性も考慮に入れるべきだと思っております。

今回の保育料の改定は、財政面だけでなく、経済的支援、利用者負担、透明性の視点で検討したとのことで、国基準額に対する保護者の負担を30%から50%に引き上げるものでもあります。近隣町村と比べますと坂下が最低料金でもあり、さらに、50%を引き上げても十分子育て支援となると思います。また、少ないながらも保育料の増加は今後の保育所の安定的な運営にも寄与していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

私は、議案第41号に反対の立場で討論いたします。

本当に長い時間をかけて担当課長が様々な資料を準備し、様々に本当に丁寧に説明していただきました。私も町民の代表として真摯にこの保育料改定について、議論に取り組んできたつもりでございます。しかし、私自身のやっぱり能力のなさを痛感いたしまして、最終的にこのように提案されてきたことに対して私も反対討論をせざるを得ないというのは本当に残念でございます。

持続可能なまちづくりに行政全般にわたる不断の検証や見直しは当然でございます。しかし、行政の役割である町民福祉の向上というのは揺るぎないものでございます。このたびの保育料見直しについては、経済的支援に偏っていた政策の見直しであるとの説明ですが、多くの方々の認識とかけ離れているようであります。また、貧困や格差が拡大している状況の中で、低所得層への配慮が欠けていることについても理解ができません。

ん。就任以来、町民に寄り添い、スピード感ある行政運営を評価されている古川町政とは異質な感を拭えません。説明責任を果たすためにも再度の検討を願い、反対討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

私は賛成の立場から討論申し上げます。

町の子育て支援については、保育所や幼稚園、小学校、中学校の連携と様々な支援策で評価を得ているところであります。その中で保育料については、平成23年度に現在の保育料に改定され、以来、大幅な改定は行われず約10年間据置きのみでした。やはり事業を実施したならば定期的に点検を行い見直しを検討すべきであり、それは保育料についても例外ではないと思います。

今回の改正につきましては、多くの方々の意見を聞きながら、町の考え方、方針を検討してきたところは説明でも感じられました。また、保護者からのアンケート調査結果からも妥当であるとの意見も伺っております。改正案の内容は近隣市町村とも比べ低く抑えつつも、国基準の半分を町で、半分は保護者が負担するという一方で、利用する保護者への相応の負担といえますか、多くの方が納得しやすい割合であると思っております。また、子育てについて親は半分頑張るいただき、半分は町で応援しますというメッセージにもなっていると感じております。

保育料につきましては、もちろん安ければ安だけ保護者は助かるのは事実です。しかし、その分を補填するのは町民の方の税であり、町民の方の納得を得やすいものであるという視点は必要であると考えます。今回の改正は、多くの町民の方々が納得を得やすく、期限を定めることで定期的な検証も可能であり、子育ては親と町がフィフティ・フィフティの立場で育てていくというメッセージにもなっているとと思います。今後、町の子育て支援のさらなる拡充を期待し、賛成の討論いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）

私は、議案第41号について賛成の立場から討論させていただきます。

今回の保育料の改定には、会津坂下町保育施設等保育料改定方針の下、子ども・子育て会議の委員の方を中心に協議してきました。委員の皆様の努力に対し敬意を表します。

この保育料に関しては、約10年間据置きのまま来ていたものを今回改定し、期間を定めることで定期的に今後も検討していくことは、町の将来に向け安定した保育の基盤になるものと考えております。

今回の改定内容については、利用している世帯の国基準額に対する自己負担割合を30%から50%に引き上げるものですが、その緩和措置として現行の1.5倍としていること、また、より所得に見合った保育料となるよう所得階層を現行の8階層から11階層に細分化したことについては、急激な増加を抑える配慮、また公平となる配慮がなされていると考えます。

今後の町の将来を見据え、安定的な保育所の運営並びに子育て支援の充実を目指していく今回の改定については、増加割合においても多くの方にも納得が得やすく、さらに激変緩和の措置や所得階層の細分化など、利用する保護者目線に立った配慮がなされており、賛成の討論とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第42号「会津坂下町立ばんげ保育所延長保育条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

応能負担がなくなったと思います。改めて伺いますが、応能負担をやめた理由をお聞かせください。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

これについては、今まで月額でそこに申請すれば、その利用に回数ではなくて月額で支払いが生じておりました。それを、利用1回なら1回分として、使った分だけということでの利用しやすく分かりやすくということで改正をしたものです。実際にこの応益負担の月額制については、利用頻度を見ますと多くありません。今年につきましては、ここに認定されている、利用されている方はいらっしゃらないような状況であります。ですので、少ない利用でもきちんと金額が分かって利用された分だけ利用していただくというようなことで、全体を見た中の単価制という中でその分を変えさせていただきました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

本議案の提出理由となっています会津坂下町保育施設等保育料利用者負担額改定方針
そのものに反対をするために、本議案にも反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号「会津坂下町立ばんげ保育所延長保育条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第43号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」
を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第44号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

ここでの負担金の額としては月額を定めていますが、これはなぜでしょうか。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

今までの流れのように、41号・42号と幼稚園の保育料と同じく、今までは月額制ということで実施しておりました。登録制ですので、利用するとしたことで、利用する、しないにかかわらずもう登録したということでのその利用が発生したということでの月額制ということで今まで定めさせていただいたものです。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第44号「会津坂下町放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長 (水野孝一君)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑・討論・採決

◎議長 (水野孝一君)

日程第8、議案第45号「町道路線の廃止について」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎11番 (五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長 (水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番 (五十嵐一夫君)

これ45・46号が関連するわけなんです、この廃止に当たって、あと路線の認定、セットなんです、いつからこのような協議が進められていたのかお伺いいたします。

◎建設課長 (古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

実際、今回、町道路線の廃止・認定をさせていただいた地区に関しましては、残っている資料を確認しましたところ、平成21年5月からの記録が残ってございました。この地区には只見川土地改良区によります土地改良事業が入ってございますので、そちらの中で当然改良区さんとの協議をさせていただいておりますし、必要によってはそのちょうど敷地の地区の編入の変更関係なんかについても協議をした経過が残ってございました。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

土地改良区が関連する部分もあるということで今答弁があったんですが、この議案そのものについて図面がないんですけども、ここで質疑するに当たって図面がなくてもこれが議案としての体裁が整っているのか、いわゆる視認するに当たってこれが議案として残ったときに図面がないのが果たして有効なのか、まずそこについてお伺いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

有効かどうかは私ちょっと判断ができない部分がございますが、今回、議案のほうに図面を添付しなかった理由といたしますのは、前段の全員協議会の中で説明資料として図面を添付させていただきました。それが今回、廃止・認定する路線数が多いということから、どの位置に今回、廃止・認定するおそれがあるのかということをお示しするために、全員協議会を開催させていただいてその中で説明させていただいたと。その後、議会事務局と一応協議をさせていただいて、同じ図面を議案書につけるのはいかがなものかと、事前審査に当たりかねないというような考えもあって議案書のほうには添付をしなかったというようなことで、ご理解いただければと存じます。

◎議長（水野孝一君）

よろしいですか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

つけなかったという理由は分かりました。有効性についてどのように考えるのか。これで有効なのか、議案としては。

◎議長（水野孝一君）

暫時休議といたします。

（午前11時43分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時53分）

答弁願います。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

議案の第45号並びに第46号、町道の認定の部分につきましては、議案として提出させていただき部分については、路線名、路線網、起点・終点、延長という形で提案させていただいているというふうな状況になっております。今回につきましては参照図がなかったという部分で、どちらがいいのかという部分がありました。前段の全協で図面を出しておりましたので、同じ図面を出すことは事前審査に当たるのではないかとということで、実際的な執行部の側としまして事前審査に当たるということで、全協で出させていただいて、議案としては、その参照図につきましては、今回については割愛させていただいたというふうな状況で、そういう判断の下、今回の議案を提出させていただいたというところでございます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

そういう理屈であればそういう理屈に従いますが、そうするとみんな全協でいろんなことをやっていますが事前審査になってしまうんじゃないか。そこでやったじゃあ資料は本会議に提出しないということで貫き通すのか、そこについての見解をお伺いします。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

いろんな形で同じ書類を出さないということで、ある程度ちょっと工夫しながら全協で事前にお話しさせていただいて、議案の事前審査にならないような部分で資料は提出させてご説明申し上げたいと思っています。今回の町道につきましては、同じ図面を使わざるを得ないということで、ある程度、通常ですと一、二路線ぐらいだと思うんですが、町道認定については。今回、合わせて19路線という部分で、その中で図面を作成するに当たってなるべく議員の皆様方に分かりやすい図面を作成するという観点からして、ちょっと同じ図面になってしまったということで若干反省している部分がございます。

今後につきましては、町道路線も含めまして事前審査にならない程度の資料の部分については作成させていただきながら、皆様方のご理解を頂戴できればというふうには考えているところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

それじゃあ、お伺いします。

今の廃止の路線、10路線あるわけなんですけど、この中で先ほど土地改良時代から改良区も関わってということで平成21年からの記録があったということなんですけど、ここについては土地改良による廃止、あと山砂採取による廃止と両方絡んでいるのか、それぞれの路線の中でそれが分別できるのか、お伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

まず、山砂採取により地形が変わったということは事実であります。最終的に土地改良事業で新たに導水路が敷設されたというようなことでございますから、廃止になる一番の原因は当然山砂採取だろうとは思いますが、結果として土地改良事業でそれに代わる新たな道路が造られ町に寄贈されたというようなことで、今回、廃止・認定を

行わせていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

新たな道路が整備されたから町に寄附されたということなんですが、道路が今まであったところは、山砂採取によりますと地形がその部分、町道の路線のところの山砂といういわゆる一つの財産をその申請人が利用したわけです。そうすると、その財産について町はその申請人から、やはり財産を利用したんだからもらう権利があるのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

町とすれば、当然その地域に必要な道路、インフラでもあります道路ですから、その下の土壌に関してという部分の考えは持ってございません。つまりは、先ほども答弁させていただきましたが、もともとあった道路に代わる道路ができたことによって今回の廃止と認定を行っているというようなことでございますので、その間にその山砂、道路の下に多分山砂があったであろうとは思いますが、じゃあ町が道路を廃止してその山砂を売るとかという考えは毛頭ございませんので、あくまでももともとあった道路に代わる道路ができたことで、それこそツープイではございませんが、町はよしとしているところであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号「町道路線の廃止について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。再開は午後1時といたします。 （午前11時59分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 （午後1時00分）

◎議案第46号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第9、議案第46号「町道路線の認定について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

まず、お伺いします。

先ほどの廃止の中で、土地改良によるもの、あと山砂採取によるものというような説明がありましたが、この町道路線の認定に当たっては、この新しく路線になったものについては原因としてどちらのほうに起因するものか、振り分けることができましたらお聞かせください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

認定路線に当たっては、土地改良事業で新たにできた道路というようなことだと思いますので、原因は土地改良事業ということでご理解いただきたいと存じます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

では、全て土地改良事業ということによろしいですね。

この町道認定については、いわゆる町のほうで道路台帳をつくらなくちゃいけなくなると思うんですが、その道路台帳というものは町のほうで負担して大体総額どのくらいかかったのか、お伺いいたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

まず、道路の調査関係は2年に一遍ほどさせていただいております。最終的に台帳整備というような形になるわけですが、当然、整備に当たってはその路線数等々で金額が変わってきますので、一概に幾らかかるという部分ではございませんで、あくまでもそのときに台帳整備する路線の数によって金額も変わるということでご理解いただきたいと思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

この台帳整備するに当たって、町の負担と土地改良の負担というのはそれぞれに負担割合があるのか、町が全て負担したのか、いわゆる台帳について土地改良区事業によってやられたのであれば、土地改良事業のほうで道路台帳を全て出して町のほうでそれを町道認定としたのか、その辺について詳しくお聞かせください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

昨年度整備をさせていただきました道路台帳につきましては、100%、町の予算で実施をさせていただきました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第46号「町道路線の認定について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、議案第47号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

歳入の中で6 ページ、一番上の繰越金なんですが、今回、繰越しが2 億ということなんですが、細かく多分説明を受けたんですが、もう一度その辺のところを教えてくださいのと、これはこの中に明細として記入することは不可能なんですか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

それでは、繰越金の中身について、まずご説明をさせていただきます。

歳入におきましては、町税が予算と比較して5,000万円の増、こちらにつきましては、やはりコロナウイルスの影響で税収が落ち込む、収納率も落ち込むというような予測でいたんですが、思ったほどの影響はなかったということが要因として挙げられます。

ふるさと納税で1,300万ほど予算よりも増加をしております。

あとは、諸収入の中で後期高齢者の前年度、令和2年度の給付の実績が少なかったということで、過年度返還金ということで広域連合からの戻入れがございます。

歳出のほうでは人件費が6,000万円残ということもございますが、こちらについては実績によるものということになります。

その他事業費につきまして2,000万円の執行残ということで、こちらについてもやはりコロナウイルス等でイベント等が実施できなかったというようなことも影響しております。

委託料につきましても全体で2,700万円ほどの減ということで、こちらについてもやはりコロナの影響でイベント等が実際にできなかったというようなこともございます。

あとは、健診等医療費関係になりますが、やはり受診控えなどもあったと思われるので、そちらのほうも減額になっているということでございます。

その他として8,600万円ほどあるんですが、こちらにつきましてはやはり細かい工事等の受け差等の積上げなどもございまして、最終的に3億4,000万円ほどの繰越金が現時点では見込まれるということでございます。

なお、繰越金の明細については予算書に記入するということではなくて、最終的に決算の中で詳しくお示しできればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

まず、10ページの総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費で、解体工事、八幡コミュニティの塔寺住宅ということですが、物件の位置についてどこなのか、もう少し詳細にお聞きしたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

14節の工事請負費であります。旧八幡幼稚園の北側のちょっと高台に、ちょっと山肌に近いところにあるんですが、そちらのほうに昭和52年に建設をしました（通称）塔寺住宅というもの、木造の平家建てのものがございまして。なかなかちょっと目につかないところではあるんですが、老朽化が著しいということで住民の方からも危険だというような指摘がございまして、このたび解体をしたいというものでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今のページであります。財産管理費の中の積立金の中で、財政調整基金1,150万円、坂高同窓会及びマルト建設さんからのものだと思いますが、これが積立てとなっております。最終的には、歳出としては、新聞なんかの報道ではマルトさんの寄附金については教育関連のものというふうにあったんですが、こういう積立金の中に入れてしまうとその入ってきたものの目的といいますか、それがごっちゃにならないのでしょうかという素朴な質問です。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

確かに財政調整基金に積んでしまえば色がつかない形になってしまいますのでそういうご心配をされるかと思いますが、こちらについては本年度中に寄附の目的に沿った形で歳出のほうを予算化したいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

11ページの14節工事請負費で駅舎等の整備というふうにならざるお聞きしたんですけれども、それは会津坂下駅だけの話なのか、その整備内容についてちょっとお聞かせください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

11ページの工事請負費につきましては、坂本駅に駐輪場がございます。それが非常にもう古くなっておりますので、駐輪場から線路をまたいでちょっと駅に行かなくてはいけないということなので、駅舎側のほうに駐輪場を新たに整備したいというものと、解体工事も含めてということになります。

なお、今、駅舎の話がされたと思いますが、そちらについては10節の修繕料のほうに予算のほうを計上しておりまして、若宮駅の駐輪場の修繕と、坂本駅、車両を活用しております駅舎についてきれいに塗装したいというふうには、その予算でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

同じく11ページなんです、総務管理費の過疎対策費、ここに修繕料ということでお

試し住宅の給湯器というようなご説明があったんですが、お試し住宅の利用の現状をお聞かせください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

お試し住宅につきましては、現在コロナ禍もございまして利用状況はございません。特に本年度はございません。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第47号「令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第48号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号) 」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号「令和4年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第12、議案第49号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号「令和4年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長 (水野孝一君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑・討論・採決

◎議長 (水野孝一君)

日程第13、議案第50号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番 (五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長 (水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番 (五十嵐一夫君)

今回、補助が増額されたというような説明を受けたんですが、予算を組むときに年度の坂下町はこういった事業をやるからということで認められたことに対して予算を組んだと思うんですけども、この早い時期にもうこの補助対象が出たということ、これは町のほうでいろいろ折衝して努力したからこういった事業が認められたのか、それとも国のほうで坂下町さんがやっていたやつについて突然認めたのか、その経過について伺います。

◎建設課長 (古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長 (水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当初予算編成時点で、国の交付金については前年度の配分率を基に算定させていただきました。その後、3月の末に内示があって、正式に4月に入ってから補助申請をかけて認められた額が今回の補正額という形になってございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

5ページの公債費なんですけども、長期債の利子が13万8,000円の増ということで、利率が高くなったというか何かそんな説明だったと思うんですが、ちょっと意味がよく分からないんですけども、もう少し詳しく説明願えませんか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

長期債の、今、小畑委員が指摘のとおり、利率が下がったことが第一の原因ではございます。ただ、その利率の改定についてはある程度区切られた形の中で改定がされていくというようなことで、今回その改定時期に当たっておって改定されて利率が上がったということで、今回このような形で補正をさせていただいたという部分であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「令和4年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、議案第51号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号「令和4年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、議案第52号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号「令和4年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第16、議案第53号「財産の取得について」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第53号「財産の取得について」ご説明を申し上げます。

次のとおり財産を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

今回の財産取得につきましては、除雪機械はおおむね18年が経過いたしますと修理に要する経費の増加及び修理期間が長期間となり除雪作業に支障を来すおそれがあることから、車両の更新により、町道延長約6キロメートルの除雪作業を万全に進めるとともに、処理能力向上と維持経費の軽減を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用し取得するものであります。

- 1、財産の名称、種類、数量については、除雪ドーザ（日立建機株式会社Z W40の5 B型）3 t級1台を買収するものであります。
- 2、買収の目的は、町道の除雪であります。
- 3、買収の方法は、随意契約であります。
- 4、買収予定価格は、913万円であります。
- 5、買収の相手方は、会津坂下町大字宮古字村西26番地1、ロジスネクスト東北株式会社社会津支店、支店長、齋藤将也であります。

次のページをお開きください。

落札価格が830万円、消費税83万円となっております。

なお、本来であれば指名競争による入札により除雪機械を取得するところですが、指名業者5社のうち4社から「部品の調達に間に合わない」との理由から入札辞退届が提出されたことから、入札参加予定であったロジスネクスト東北株式会社社会津支店との随意契約としたものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号「財産の取得について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号、請願第5号、陳情第2号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第17、総務産業建設常任委員会に付託しておきました請願第3号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」、請願第5号「地方財政の充実・教科を求める意見書提出請願書」及び陳情第2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を一括議題といたします。

議題とした請願・陳情の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

1、請願第3号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願審査」についてご報告申し上げます。

令和4年6月8日午前10時から、委員7名出席の下、大会議室にて総務産業建設常任委員会を開会いたしました。請願第3号「会津坂下町役場新庁舎建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」につきましては、参考人として、まちづくりを考える青年の会代表、加藤康明氏をお招きし、その趣旨や意図についてご説明いただきました。参考人は、平成30年度の議会で可決された場所が反対という立場でないこと、4年間で厚生病院の移転、メガステージの建設など、社会状況が変化したことなどの説明がなされました。審査の結果、賛成多数で本請願は採択すべきものと決せられました。

賛成理由といたしましては、見直しは決して現状の場所に反対でないこと、平成30年の新庁舎建設場所の議決から4年が経過し、状況が変われば過去の議決にこだわり過ぎることはないなどの意見が上がり、厚生病院移転は事前知っていたことではあるが、今回の請願は場所の変更ありきではない、見直しは理解できるなどの意見がありました。

反対理由といたしましては、反対という意図でなければ見直す必要がないのではない
か、議会議決を重視すべきではないかなどの意見が上がりました。

以上、壇上からの説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

まず、請願第3号について質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

総務委員会で提出者をお呼びして詳しい説明をお聞きしたということなんですが、このまちづくりを考える青年の会ということでございますが、この会はいつ発足されて、
どういう目的でどういう方々が加入されている組織なんでしょうか。お聞きしたいと思
います。

◎議長（水野孝一君）

お願いします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

ご説明申し上げます。

まちづくりを考える青年の会の発足時期に関しましては、その日当日、先方が持ち合
わせている資料はございませんでした。しかしながら、若者と定期的に様々なまちづく
りについて情報交換等々に取り組んでいる会であるとのことでした。また、名
簿等の提出もなされておりましたが、会員は15名程度ということで伺っております。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

そうしますと、この発足年月日、設立された年月というのがなく、ただこれがこの6
月定例議会に合わせた発足の会でもあるように見受けられるんですが、その辺はどうい
うご理解をされたんでしょうか。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

ご説明申し上げます。

委員会内といたしましては、その設立年月日やメンバーに関しては中身の請願内容に何ら影響するものではないとの判断でございました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第 5 号について報告願います。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎ 7 番（佐藤宗太君）

続きまして、請願第 5 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書審査について」ご説明申し上げます。

令和 4 年 6 月 8 日午前 10 時から、委員 7 名出席の下、大会議室にて総務産業建設常任委員会を開会いたしました。請願第 5 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」について審査した結果、賛成全員で、本請願は採択すべきものと決せられました。

賛成理由といたしましては、項目は多いものの趣旨には賛同できる、一部、所轄担当委員会以外の内容も含まれているように感じるが内容には賛同できる、いずれも必要な内容であるなどの意見がございました。

以上、壇上よりの説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ただいまの請願第 5 号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
次に、陳情第2号について報告願います。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

ご報告申し上げます。

陳情題2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書審査について」でございしますが、令和4年6月8日午前10時から、委員7名出席の下、大会議室にて総務産業建設常任委員会を開催いたしました。陳情第2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」につきまして審査しました結果、賛成多数で本請願は採択すべきものと決せられました。

賛成理由といたしましては、愛煙家が納めた税金を一部、分煙環境整備のために活用するのは理解できる、県内自治体等でも分煙環境整備をしているなどの意見がございました。

反対理由といたしましては、たばこ税は一般財源であり他の活用方法を考えてほしいとの意見がございました。

以上、壇上よりの説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

陳情2号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論、採決に入ります。
討論、採決は1件ごとに行います。
まず、請願第3号について討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

私は、請願「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」につきまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

委員長ご配慮の下、請願者を参考人として委員会に質疑を求め意見を聞く機会を与えていただきましたと聞き、まずは感謝申し上げます。

願意が理解できませんでしたので、直接お伺いできました。内容的には、建設場所は現本庁舎・北庁舎・東分庁舎・東駐車場用地であることに反対ではないとのことであります。単に話し合いを求めるというものであります。

調査建設場所につきましては、平成30年第1回定例会で、この議会で議決してあるものであります。単に話し合いを求めるとは何を議論すればよいのでしょうか。もしこの請願が可決すれば、町民に対し曖昧な話が独り歩きしてしまう可能性があります。現在、江戸鮎の解体工事が始まろうとしているわけです。さらには、令和7年4月には新庁舎での業務開始とスケジュールも組まれています。曖昧なメッセージを町民に与えるべきものではありません。よって、この請願には反対といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

本請願に反対の立場から申し上げます。

先ほど山口議員が言われたことと同様であります。さきの役場庁舎の建設場所については反対者が二人で、あと全員、そのほかはみんな賛成でした。今回の令和4年度の予算案においては、旧江戸鮎の解体について承認をして全員賛成という形でやっている。いわゆる推進しようとして皆さんが賛成したわけです。今ここでこれを認めれば、混乱の原因をつくることとなります。粛々と町長は進めるというようなことで予算案を通したわけですから、これについては採択すべきでない。これが私の討論であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

私は、賛成の立場で討論いたします。

平成30年に現庁舎の場所を建設場所にするということで議会の決定をいたしました。

あれから4年たちました。何が変わったのか、何が変わらないのか、いろんなことがあると思います。ただ、話合いの結果、再度協議の結果、現状の場所を含めて本当にこれでいいのかという議論を何もしないで議会が傍観していたということは、私は避けたい、そんな思いでございます。よって、この請願については採択すべきものと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

この請願を出すことに賛成の立場で討論をいたします。

一般質問でも申し上げたところでありますが、前回議決をしたというその経緯としては、あくまでもその前提条件があったということをお願いしてまいりました。しかし、その前提条件が実施されなかった現実があります。その前提条件は、必ず国からの支援を得られることと、それから32年度中に着工するという大きな条件がありました。しかしながら、それは延期という形で全てなくなったと感じています。したがって、前回議決したといえ、それは前提条件がもう覆っているというふうに解釈をいたします。結果としては、この請願が上がっているとおり再度協議することが妥当であると、ごく常識的であると考え、賛成といたします。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

請願第3号の「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」に対する私の意見を、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

私はこの請願書を何度も何度も繰り返し読みました。読解力が悪いのかなというような思いもありますが、でも若者の声だから大事にすることは大切でいいことではあるなと思いつつも、時と場合と内容だと思って判断いたしました。なぜならと申しますと、平成28年、29年に検討委員会が設立されまして、この年度についてはやはり第一に利便性、あるいは経済性であったと思われまして、そのときの公債費が28年度には95億

5,000万円、29年には99億6,000万というような莫大な公債費でありましたし、公債費も新聞に出たように比率が13.9%、将来負担率が106、105、107という財政の厳しい中で、新庁舎建設については、町民の本当に関心度の高い課題でありました。町の代表とされた新庁舎建設検討委員会で2年にかけて何度も何度も協議をされ、町なかの活性化や、コンパクトでいつでもどこでも安心して歩いて行けるまちづくりに併せられた結果を適地として答申されたものでもあります。

この文書を見ていて、新庁舎建設特別委員会を無視しているものではないかなというふうにも思いました。その内容を議会で十分に検討していない、していないと、検討しました。その報告もありました。その結果、議案として提出された、賛成多数で可決されたところでもあります。

令和3年、令和4年度にかけて、一部、多数で可決された部分もありますが満場一致で可決されておりまして、建設計画スケジュールに沿って今進められている現在、この決定が既に4年前のものとなっており、社会情勢の変化に伴う様々な変化などが見られるから、再度、適地を協議してほしいとの請願を受ける議会、議決権とはどのように受け止めていいのか疑問に思っております。この請願が建設仕様や内容に参加し、老若問わず町民が集い、癒しの場になる庁舎づくりに関わり、空洞化した町なか、商店街の活性化を取り戻したいなという請願書であってほしかったなと思うばかりでもあります。

4年前とは社会情勢が変わった、変わったと申されますが、老朽化のために厚生病院を移転、これは本当に皆さんももう4年、5年前から知っていたはずです。また、坂下高校は統廃合による移転であります。このようなことで、4年前から若干の変化は当然あることだと思います。特別に社会情勢の変化によって、我が会津坂下町が本当にどんな大きな変化があったのかという状況ではないというふうに思います。

強いて申し上げるとなれば、多く変化していることは、何度申し上げても国民に恐怖と不安を与えている新型コロナウイルス感染症による支援対策事業費の財源の増であって、子供たちのインフラ整備事業や冷暖房環境整備など、また若者の移住が多く30代から40代の核家族が増えていること、間もなく運転ができなくなるからと駅に近く、役場に近く、そして病院に近くとって50代の方々の移住が増えていることも事実であります。

我が町の平成40年の、今は令和4年なんです、人口推移は1万1,000人という本当に超減少時代がやってまいります。少子高齢化が進むばかりなのに、将来の自主財源をしっかりと見据えなければならぬ今、身の丈に合った機能的でシンプルな庁舎建設の一日も早い着工を、そして未来を担う子供たちに負を残してはならないという観点から、私は反対討論とさせていただきたいと思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第3号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める請願」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり賛成と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第5号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第5号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり賛成と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議長（水野孝一君）

次に、陳情第2号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。この陳情は、委員長報告のとおり賛成と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎請願第4号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第18、文教厚生常任委員会に付託しておりました請願第4号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

議題とした請願の審査、経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長報告を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

令和4年6月8日午前10時から、委員7名全員出席の下、役場北庁舎大会議室において文教厚生常任委員会を開催し、本委員会に付託された請願第4号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願」について審査の結果、委員全員賛成で採択すべきと決定したので報告します。

賛成内容につきましては、東日本大震災から11年が経過しましたが、東日本大震災で被災し経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、被災児童生徒就学支援事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として現在まで行われております。令和4年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業に計上され、9億円が予算化しております。この東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学等を保障するため、令和5年度において全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと、これが必要であるということ

におきまして全員賛成ということになっております。

以上、壇上からの説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。請願第4号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。請願第4号について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第4号に対する委員長報告は採択であります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。再開を午後2時といたします。 （午後1時50分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 （午後2時00分）

◎議員提出議案第8号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第19、議員提出議案第8号「会津坂下町新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書（案）」でございますが、請願者の提出文のとおりの内容でございます。

記。1、会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出させていただきます。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口享君。

◎8番（山口 享君）

再度申し上げますが、この意見書を提出されれば、この場所ではないということが独り歩きする可能性があります。大変危惧しております。議会決議とは一体何なんですか。私たちが自分たちで決めたことを履行できないまま新たな意見を出す、こんなおかしいことはあってはいけません。議会決議を重くしていただきたい。そんな思いから、この意見書に対しては反対の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

私も何度も申し上げたい。この地に選ばれたときの前提条件が崩れた、選定の前提条件、あるいはまた議決の前提条件が崩れたので、その議決または選定地というのはもう一度考え直すべきであるというふうに考えています。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

意見書提出に対して反対の立場から申し上げます。

先ほど山口議員が言われたことと大体同様であります。この中で状況がいろいろ変わったからということがありますが、役場庁舎の現在の周辺について何か変わったことがあるでしょうか。外のほうは少し変わりました、社会状況がですね。しかし、この敷地が大災害で流れてしまったとか山崩れに遭ったとか、この敷地に欠陥があるのでしょうか。やはりそこには議会で決定した重みがあるわけですので、粛々と進めるべきと考えますので、意見書の提出には反対します。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

この意見書に賛成の立場で発言いたします。

以前の議会の建設検討委員会の中でも、行政調査等において全国各地の新しくなった建設の現状を見てまいりました。長岡のようにびかびかのところもあれば、あるいは静岡やそのほかの地についてはあるものを活用して新庁舎を建てたというようなところも勉強してまいりました。

しかし、肝心なところは、当時、町は財政難であるというようなことは申しておりませんでした。したがって、現在ある建物をリニューアルして新庁舎を建てる建て方についてなど、言及するものは何もありませんでした。その結果があの決議に至ったのだと私は思っております。当時、その後、建設が延期された時点で町民の皆様にお示ししていた財政状況等については誤りがあったということでございますので、言わば全体が崩れた、あの議決についても全体が違う以上、再度検討する余地が残されていると私は思っております。これまでもそう思っていました。

よって、この再度協議する意見書について賛成いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

決議書を提出するに反対を申し上げます。

なぜならば、理由として、皆さん、ここが本当に危険な場所かどうかというのがまず第1点。それから、自分のこの町が今どれだけの財源、皆さん、財源を心配ないというような言い方をしています、聞いておりますとね。でも、やっぱり最終的には、私は財源だと思っております。といいますのは、今ここで約76%の依存財源で、本当にこれから、今この不景気なときに自主財源が25%にも満たないという現状をよく踏まえる必要があるのではないかなと思います。そういうことから、やはり一番経済的にも考えなくてはならないというふうにも思っております。

それで、今、場所、長岡の話が出ましたけど、長岡の人口は20万、30万の話のことであって、近隣町村を見ても、美里町、郊外に建てたおかげで町なか空洞化して、あれだけのやはり問題も苦情も出ております。また、県内では研修に行った三春町、町なかに建設されて町なか活性化してにぎわいのある町、それから隣の湯川村、湯川村の場合は今の阿賀川から比べたら本当に地盤がすごく低いところ、大水が出たら本当に湯川のほうで早く水没してしまうのではないかな、それでもあの平屋で本当に機能的でシンプルで村民に負担をかけない建物を建設しています。

ここにまた今、場所を別に、期間的にも財源的にも、果たしてそれが許されるのかどうか。町内の皆様方が本当に待ちに待っている新庁舎というのは、町なかにあってからこそ本当にシンプルで機能性がある建設に、議員は一致団結して進めなければならない現状ではないかなという観点から、私は反対したいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第8号「会津坂下町役場新庁舎の建設場所について様々な現状を加味し再度協議することを求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長 (水野孝一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長 (水野孝一君)

暫時休議いたします。

(午後2時9分)

(休議)

◎議長 (水野孝一君)

再開いたします。

(午後2時19分)

◎議員提出議案第9号の報告・質疑・討論・採決

◎議長 (水野孝一君)

日程第20、議員提出議案第9号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎7番 (佐藤宗太君)

議長、7番。

◎議長 (水野孝一君)

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番 (佐藤宗太君)

「地方財政の充実・強化に関する意見書(案)」についてご説明申し上げます。

内容は、請願者、提出内容のとおりでございます。

記。1から10につきましては、請願者、提出内容のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。
説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議員提出議案第9号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第10号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第21、議員提出議案第10号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備を求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）

「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）」でございますが、内容は、陳情者、提出内容のとおりでございます。また、記1から4の内容も、陳情、提出内容のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第10号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第11号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第22、議員提出議案第11号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

「被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」については、請願書の内容のとおりでございます。

地方自治法第99条の規定により提出いたします。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第11号「被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（水野孝一君）

日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

内容について職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和4年6月10日

会津坂下町議会議長、水野孝一

1 県町村議会広報研修会

(1) 目的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、広報広聴特別委員を対象に、編集技術を習得し、議会広報の充実を図る

(2) 派遣場所 福島県福島市

(3) 期間 令和4年6月30日(木)

(4) 派遣議員 議員5人以内

2 第33回両沼地方町村議会議員大会

(1) 目的 議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る

(2) 派遣場所 福島県河沼郡柳津町

(3) 期間 令和4年7月8日(金)

(4) 派遣議員 議員14人以内

◎議長(水野孝一君)

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長(水野孝一君)

日程第24、継続調査の申出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第2回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日から本日までの10日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、閉会を迎えることができました。本定例会に提出いたしました案件は14件でありましたが、条例の一部改正をはじめ、一般会計並びに各特別会計の補正予算、本日、追加提案いたしました「財産の取得について」を含め、全議案について原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

保育料の改定につきましては、令和5年の施行に向け、保護者への丁寧な説明に努めご理解をいただくとともに、今後も全ての子育て世帯への支援の拡充を図ってまいります。また、新庁舎の建設に向けましては、町民の皆様の生命と暮らしを守り、持続可能なまちづくりを進める拠点でありますので、より多くの方々のご意見をお聞きしながら進めてまいります。

本会議中に議員の皆様方から寄せられました貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じ、今後の町政執行に活かしてまいりたいと考えております。また、いただいたご意見やご提言のうち早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和4年第2回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時27分）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

終了後、議員のみによる議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、ご
参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月10日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員